

土 浦 市 長 中 川 清 殿  
土 浦 市 議 会 議 長 海 老 原 一 郎 殿  
土 浦 市 教 育 委 員 会 教 育 長 井 坂 隆 殿

土 浦 市 監 査 委 員 林 修  
同 松 本 茂 男

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

第 1 監査の種類

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定による監査

第 2 監査の実施日

- 1 事前監査 平成 2 9 年 5 月 2 3 日， 2 4 日， 3 0 日， 6 月 1 日， 2 日
- 2 本監査 平成 2 9 年 6 月 2 6 日

第 3 監査対象施設

小 学 校（7 校）	下高津小学校，真鍋小学校，土浦第二小学校，都和南小学校，乙戸小学校，斗利出小学校，山ノ荘小学校
中 学 校（3 校）	土浦第二中学校，土浦第四中学校，土浦第六中学校
幼 稚 園（1 園）	都和幼稚園

第 4 監査の方法

平成 2 8 年度における財務に関する事務等が，法令等に基づいて適正かつ効率的に処理されているかどうかについて，事前監査においては，現地で施設，遊具，薬品等の管理状況を検分するとともに，関係帳簿，証書類等の検査を実施し，本監査においては，教頭，園長，事務担当者及び教育委員会の関係職員の出席を求め，教頭及び園長から提出資料の説明を受けた後，質疑応答による監査を実施した。

第 5 監査の結果

各施設における財務に関する事務等については，一部の軽微な事項を除き，適正かつ効率的に処理されていると認められたが，以下の点については，特に留意されたい。

電気，ガス，水道及び電話については，必要以上の使用を極力控えるなど，組織全体で使用量の節減に努められたい。

給食費の未納者については，多くの学校において，その原因の把握や未納額の解消に向けた取組がなされていると認められた。今後も教育委員会の関連部署との連携のもと，その解消に努められたい。

アレルギー疾患をもつ児童，生徒等については，引き続き適切に対応願いたい。

施設，遊具，薬品等の管理については万全を期すなど，今後も児童，生徒等の安全確保に努められたい。